

基本的な論点(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点	論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)	会派等提出の検討項目(詳細)					協議結果
		提案会派	項目	検討内容	備考		
大分類	中分類						
	①首長等の提案説明	a.形式(全般)	公明	本会議 本会議の形式			<p>1 議案説明の場の設置について 現状では、本会議での議案上程時に提案理由説明を行っているほか、議案発送にあわせ各会派に対し、予算研究会や議案説明を行っているが、その他に新たな説明の場の必要性について協議した結果、<u>現行どおり行うことを全会一致をもって決定した。</u> なお、議会活動への理解を深める上でも市民に対し議案に関する資料などによる情報提供を進めていく必要がある。</p> <p>2 委員長報告及び委員長報告に対する質疑について 委員会の審査結果は報告書を配付し、委員長口頭報告は予算特別委員会・決算特別委員会を除き行っておらず、また、これらの報告に対する質疑は行っていないが、委員長の口頭報告の実施や委員会報告に対する質疑の実施について協議した結果、 <多数意見> <u>委員長口頭報告及び報告に対する質疑については、現行どおりとする。</u> <少数意見> 全委員会に所属できない会派等の理解を深めるために実施する。 との意見に分かれたが、<u>多数意見をもって決定した。</u></p> <p>3 大型モニターの設置について 審議の都合上（一問一答方式の導入や審議資料の映写など）から大型モニターの必要性について協議した結果、<u>設置する必要はないことを全会一致をもって決定した。</u></p>
(3) 議会と執行機関の関係	a.答弁者による趣旨確認(反問権)	みんな	議会と行政	議会と行政の関係について（二元代表制における役割を明確にするために）	市長への反問権の付与		<p>1 趣旨確認の導入及び市長等への反問権の付与について 現状では認めておらず答弁者の判断により答弁されているが、趣旨確認や反問権について協議した結果、 <多数意見> <u>質問・質問は、市長等の答弁者や市民にわかりやすく行うこと</u>は当然のことであり、現状の答弁において齟齬は見られていないことから、<u>現行どおりとする。</u> <少数意見> ①趣旨確認は、質疑と答弁がかみ合うための制度として、実施する。 ②趣旨確認、反問権とも市長との議論を深めるために必要であり、実施する。なお、必要な時間に関しては、発言持ち時間外とするなどの検討が必要である。 との意見に分かれたが、<u>多数意見をもって決定した。</u></p>
	②質疑	b.一問一答	民主	本会議 質疑・質問方法	本会議における一問一答方式への変更。		<p>1 質疑・質問の形態について 一括方式で実施している本会議での質疑・質問を審議上、質問者が一括方式、分割方式、一問一答方式の質問形態を選択することについて協議した結果、 ①現行どおりとする。 ②一括方式、分割方式、一問一答方式の選択制として実施する。 ③段階を追って進めるため、まずは一括方式と分割方式の選択制で実施する。 との意見に分かれたため、<u>引き続き協議することを決定した。</u></p> <p>2 質疑・質問の形態に即した議場の改修について 本会議での質疑・質問の形態により、質問者と答弁者の対面式や自席発言などが考えられるが、どの程度までの改修が必要かについて協議した結果、 ①現行どおりとする。 ②できる範囲で改修する。 ③最低限の改修をする。 との意見に分かれたため、<u>引き続き協議することを決定した。</u></p>
		みんな	議会と行政	議会と行政の関係について（二元代表制における役割を明確にするために）	一問一答方式の実施		
		当局	本会議	自席での「一問一答方式」導入			

基本的な論点(3)「議会と執行機関の関係」に関する検討項目についての協議結果

基本的な論点		論点に対する会派等提出の検討項目(抽象化)		会派等提出の検討項目(詳細)				協議結果	
大分類	中分類	提案会派	項目	検討内容	備考				
(3) 議会と執行機関の関係	②質疑	民主	本会議	一般質問の日数拡大	例えば、一般質問に会派代表としての質問がなじむのか。個々人による一般質問については、会派とは何か、議論が発生する。			1 質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方について(意見)	・質疑・一般質問の日数は、その中身やわかり易さ等を工夫したうえで議論する必要がある。また、発言持時間もまずは段階を踏みいろいろな取り組みを行い、次にどうするか考えていくべきである。 ・委員会日程等さまざまな議会日程があり、質疑・質問日数の拡大は慎重に検討すべきであり、持ち時間もそれにリンクするものと考える。 ・日数や持時間の長い他都市では、副市長や局長の答弁が多い、横浜市会では市長が答弁しており、これは大切にしなければいけない。単に日数を増やすという議論ではなく、質問・答弁の内容や質など議会力をどうやって担保していくのかを考えながら議論すべきである。 ・議会はやはり違う意見があってこそ、よりよい解決策が見出されていくということを考えると、特に少数会派の場合は、単に人数割で1人約2分程度ということだと議論が難しい。最低限の配分時間は必要であり、以前の会派割と人数割で持時間とするあたりに戻すべきで、その上で1日の会議時間が長くなるようなら2日間にすることであれば、副市長や局長が答弁することにはならないのではないか。 ・一般質問の日数を増やすだけでも拘束する職員の人事費の増などが考えられる。 いろいろ拡大すればそれだけ経費がかかるという部分もある、インターネット中継の視聴者から寄せられる意見等をヒアリングしながら検討していくべきである。 ・横浜市は18行政区あり、370万人の市民から負託を受けていることから、特に少数会派の持ち時間は増やすべきで、1人約2分程度ではなく、最低限の発言の機会を確保するうえから、以前の算出方法にした方が議論も深まる。
				c.質問日数・質問時間	発言持ち時間				
		共産	本会議	横浜市の本会議での発言機会は、1定例会あたり議案関連質問、一般質問、討論の3回(予算議会を除く)で、いずれも会派の所属人数を基に単純比例配分した時間となっており、他都市議会に比べて、発言時間が非常に少ない。市民から選ばれた議員として、発言の機会がきちんと確保されているとはいえない状況である。	・議案関連質疑：現在は、議案数にかかわらず会派所属人数に応じた時間であり、十分な質疑が行えないため、時間制限を設けない。 ・予算代表質疑：会派を代表した予算に対する質問とし、2~3日間にわたりて行い、基礎時間(20分程度)+所属人数に応じた時間とする。 ・一般質問：市政一般に対する議員個人の質問とし、答弁も含めて1人30分とする。期間は3~5日間とする。 ・全ての会派が全ての委員会に所属するわけではないので、委員長報告に対する質疑を設け、時間制限を設けない。 ・質疑・質問には、一問一答の質疑方式を導入する。 ・議決に先立って行う討論には、時間制限を設けない。				などの意見があり、質疑・一般質問の日数及び発言持時間制のあり方については、これまで市会運営委員会で包括的に会議日程などを踏まえ、議論されてきた経緯があることから、質疑・質問の形態についての協議結果とあわせ、当調査特別委員会における意見を市会運営委員会に報告し、協議を依頼することを全会一致をもって決定した。(平成24年9月21日開催の委員会で決定)

地方自治法第96条第2項による議決事件の追加について

<議会基本条例制定：30都市（平成24年11月末現在）>

地方自治法（抜粋）

第96条（略）

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあっては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

1 議会基本条例で規定

<15都市>

(1) 具体的に
議決対象明示
<3都市>

(2) 具体的には別の条例
で定める旨
を規定
<12都市>

2 議決事件指定条例、 計画議決条例で規定

<24都市>

うち、議会基本条例に基づく
<11都市>
※沖縄県のみ未制定

3 規定条例なし

<2都市>

規定
→ 参考
1

<3都市>

計画を議決事件としている
<23都市>

<20都市>

<4都市>

計画を議決事件としていない
<4都市>
(議決事件の例)人事委員会の証人喚問にかかる費用弁償など

議決対象となる計画等の範囲

【道府県】 <15都市>

【政令市】 <8都市>

行政全般に係る基本的な計画
<15都市>

各分野における基本的な計画
<11都市>

基本構想
<7都市>

行政全般に係る基本的な計画
<8都市>

各分野における基本的な計画
<1都市>

範囲
→ 参考
2

計画策定等に係る議会の関与（議決を除く）

1 議会基本条例で規定

作成時等における議会への説明

<11都市>

関与
→ 参考
3

2 議決事件指定条例、 計画議決条例で規定

(1) 立案過程における議会への報告

<9都市>

(2) 実施状況の議会への報告

<11都市>

(3) 議会が首長等へ意見

<16都市>

◆議会基本条例制定都市における議決事件等規定状況一覧

資料

都市名 (議会基本条例 制定順)	地方自治法第96条第2項 に関する規定				議決対象となる 計画等の範囲				計画策定等に係る 議会の関与(議決を除く)				
	<参考1>				<参考2>				<参考3>				
	1(1)	1(2)	2	3	1	2	3	4	議会 基本 条例	議決事件指定条例、 計画議決条例			
	議会基本条例 に規定		議決 事件 指定 条例、 計 画 議 決 條 例 を 制 定	條例 なし	基 本 構 想	行政 全般に 係 る 基 本 的 な 計 画	各 分 野 に お け る 基 本 的 な 計 画 (※)	議 決 対 象 と る 計 画 の 計 画 期 間	1(1)	2(1)	2(2)	2(3)	
道 府 県	三重県			○			○	△					
	福島県			○			○						
	神奈川県		○	○			○	△	5年以上	○			○
	岩手県		○	○			○	△			○	○	○
	大阪府	○					○						
	大分県		○	○			○	△	5年以上		○	○	○
	宮城県		○	○			○	○	5年以上				○
	北海道			○									
	長野県		○	○			○			○	○	○	○
	高知県				○					○			
	石川県			○			○			○	○	○	○
	鹿児島県				○					○			
	奈良県			○			○	○	5年以上			○	○
	京都府			○			○	△	3年以上		○	○	○
	広島県			○						○			
	愛媛県			○						○			
	兵庫県			○			○	△	5年以上			○	○
	長崎県			○			○	○	2年以上	○			○
	群馬県		○	○			○	△	5年以上		○		○
政 令 指 定 都 市	沖縄県		○										
	宮崎県			○			○	△	3年以上			○	○
	鳥取県			○									
	小計(都市数)	1	7	18	2	0	15	11	9	8	6	8	12
	川崎市	○					○	△		○			
	さいたま市		○	○		○	○				○	○	○
	名古屋市		○	○		○	○				○	○	○
	広島市			○		○	○						
新 潟 市	新潟市		○	○		○	○			○		○	○
	北九州市		○	○		○	○				○		○
	神戸市	○				○	○			○			
	静岡市		○	○		○	○						
小計(都市数)		2	5	6	0	7	8	1	0	3	3	3	4
合計(都市数)		3	12	24	2	7	23	12	9	11	9	11	16

※△=議決対象を「特に重要なもの」等に限定

地方自治法第96条第2項に関する規定

(注) ◎=議会基本条例、●=その他の条例

1 議会基本条例に規定

<15都市>

(1) 具体的に議決対象を明示

<3都市>

大阪府、川崎市、神戸市

◎大阪府議会基本条例（抜粋）（平成21年3月27日条例第59号）

（基本的な計画の議決）

第十四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定により、府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止は、議会の議決すべき事件とする。

◎川崎市議会基本条例（抜粋）（平成21年6月23日条例第21号）

（議決事件）

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更
- (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

◎神戸市議会基本条例（抜粋）（平成24年6月29日条例第4号）

（議決事件）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想）の策定、変更又は廃止
- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画）の策定、変更又は廃止

(2) 別に条例で定める旨を規定

<12都市>

神奈川県、岩手県、大分県、宮城県、長野県、群馬県、沖縄県（※）、

さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市、静岡市

（※）議会基本条例では議決事件条例を別途定めるとしているが、現時点では未制定

例

◎神奈川県議会基本条例（抜粋）（平成20年12月26日条例第68号）

（他の条例との関係）

第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。



●神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（抜粋）（平成16年10月26日条例第58号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とすることにより、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ実効性の高い県行政の更なる推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「基本計画等」とは、次に掲げる計画等（実施期間が5年末満のものを除く。）をいう。

- (1) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（次号に定めるものを除く。）
- (2) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を地域ごとに総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの（法令の規定により、その策定手続が定められているもの又は知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定することとされているものを除く。）のうち、行政運営上特に重要なものの

（議会の議決）

第3条 知事等は、基本計画等を策定し、又は変更する（次に掲げる事項に係る場合に限る。以下同じ。）に当たっては、次に掲げる事項（基本計画等を変更する場合にあっては、当該変更に係る部分に限る。）について、議会の議決を経なければならない。

- (1) 基本計画等のうち基本構想に関すること。
- (2) 基本計画等の実施期間に関すること。
- (3) 基本計画等の実施に際し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。

2 知事等は、基本計画等を廃止する（基本計画等の実施期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。）に当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 議決事件指定条例、計画議決条例を制定

<24都市>

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大分県、宮城県、北海道（※）、長野県、石川県、奈良県、京都府、広島県（※）、愛媛県（※）、兵庫県、長崎県、群馬県、宮崎県、鳥取県（※）、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、静岡市

（※）議決事件指定条例はあるが、『基本的な計画』を議決対象とする規定はない。

例

●福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例（抜粋）

（平成20年3月31日条例第11号）

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、県民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的とする。

（議決すべき計画）

第二条 前条に定める県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画は、福島県長期総合計画とする。

●新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例（抜粋）（平成18年12月18日条例第69号）

（議決に付すべき事件）

第2条 次に掲げる事件については、市議会の議決を経なければならない。

- (1) 基本構想（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）及び基本計画（基本構想を実現するための基本的計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止
- (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

3 条例なし

<2都市>

高知県、鹿児島県

議決対象となる計画等の範囲

(注) ◎=議会基本条例、●=その他の条例

1 基本構想を規定している都市

<7都市>

さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市、静岡市

例

- (名古屋市) 市会の議決すべき事件等に関する条例 (抜粋) (平成22年3月16日条例第1号)
(議決すべき事件)

第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想 (本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。) 及び総合計画
(基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。) の策定、変更 (総合計画にあっては、軽微な変更を除く。以下同じ。) 又は廃止
- (2) 名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定

2 行政全般に係る基本的な計画を規定している都市

<23都市>

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、長野県、石川県、奈良県、京都府、兵庫県、長崎県、群馬県、宮崎県、川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市、静岡市

例

- 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (抜粋)
(改正 平成22年3月29日条例第20号)

(議決すべき計画)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、次に掲げる計画の策定について、議会の議決すべき事件とする。

- 一 県行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって、県行政において特に重要なものと認められるもの(法令又は他の条例に定めあるものを除く。)

- 長野県基本計画の議決等に関する条例 (抜粋) (平成17年7月19日条例第50号)
(議会の議決すべき事件)

第2条 次に掲げる計画等(以下「基本計画」という。)の策定、変更(第2号に掲げる計画にあっては、当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。)又は廃止は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件とする。

- (1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画

3 各分野における基本的な計画を規定している都市

<12都市>

三重県（△）、神奈川県（△）、岩手県（△）、大分県（△）、宮城県、奈良県、京都府（△）、
兵庫県（△）、長崎県、群馬県（△）、宮崎県（△）、川崎市（△）

(※) △=議決対象を「特に重要なものの」等に限定

例

- (岩手県) 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例 (抜粋) (平成20年3月31日条例第11号)
(定義)

第2条 この条例において「基本計画等」とは、次に掲げる計画等をいう。

- (1) 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境、保健福祉、産業振興、社会基盤整備、教育その他県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの

- 宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 (抜粋) (平成20年3月31日条例第11号)
(議決すべき計画)

第二条 知事その他の執行機関は、次に掲げる計画（計画期間が五年未満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、議会の議決を経なければならない。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画（他の条例に議会の議決の定めのあるものを除く。）

- 京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 (抜粋) (平成20年3月31日条例第11号)
(定義)

第2条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画で規則で定めるものをいう。

- (1) 府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの
- (2) 府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これに類するもので、計画期間が原則として3年以上のもの

- 群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例 (抜粋) (平成20年3月27日条例第21号)
(定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定する計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が五年未満のものを除く。以下「計画等」という。）のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画等
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画等のうち、県行政の推進のため特に重要なもの

4 議決対象となる計画の計画期間

<9都市>

(1) 5年以上の計画

<6都市>

神奈川県、大分県、宮城県、奈良県、兵庫県、群馬県

例

●大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（抜粋）（平成20年12月19日条例第56号）

（定義）

第二条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの
- 二 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画その他これに類するもの（計画期間が五年未満のものを除く。）のうち、県行政の運営上特に重要なものの

(2) 3年以上の計画

<2都市>

京都府、宮崎県

例

●宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（抜粋）（平成20年3月26日条例第19号）

（定義）

第2条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画（計画期間が3年末満のものを除く。）をいう。

- (1) 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、県行政運営上特に重要なものと議会が認めるもの

(3) 2年以上の計画

<1都市>

長崎県

●長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例（抜粋）（平成15年10月14日条例第59号）

（議決すべき計画）

第2条 知事その他の執行機関は、次に掲げる計画（計画期間が2年末満のものを除く。）を策定し、変更し、又は廃止するに当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

- (1) 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において基本的な方向を定める計画（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。）

計画策定等に係る議会の関与（議決を除く）

(注) ◎=議会基本条例、●=その他の条例

1 議会基本条例において規定

<11都市>

(1) 作成時等における説明

ア 議会への説明を義務付けている都市

<3都市>

広島県、長崎県、神戸市

例

◎長崎県議会基本条例（抜粋）（平成24年3月30日条例第34号）

（議会への説明等）

第13条 知事等は、予算の調製をしたとき又は県政に係る基本計画等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明しなければならない。

イ 議会への説明について努力義務を規定している都市

<7都市>

神奈川県、長野県、高知県、石川県、鹿児島県、川崎市、新潟市

例

◎神奈川県議会基本条例（抜粋）（平成20年12月26日条例第68号）

（県議会への説明等）

第15条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

ウ 議会への説明について必要に応じて求めることができると規定している都市

<1都市>

愛媛県

◎愛媛県議会基本条例（抜粋）（平成23年3月18日条例第34号）

（重要な政策に関する資料の請求等）

第19条 議会は、知事等が県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策を作成し又は変更するときは、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるとともに、関連する政策立案及び政策提言を行うものとする。この場合において、知事等は、これらに誠実に対応するものとする。

2 議決事件指定条例、計画議決条例において規定

(1) 立案過程における報告

<9都市>

岩手県、大分県、長野県、石川県、京都府、群馬県、
さいたま市、名古屋市、北九州市

例

- (岩手県) 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例(抜粋) (平成15年10月9日条例第59号)
(基本計画等の立案過程における議会への報告、公表等)

第4条 知事等は、基本計画等の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、次に掲げる事項を議会に報告し、及び説明するとともに、併せて当該事項を公表し、県民及び事業者並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

- (1) 基本計画等の策定又は変更をする趣旨、目的、背景、根拠法令等
- (2) 基本計画等の案の概要
- (3) 基本計画等の実施に係る経費その他当該基本計画等の実施に関し必要と認められる事項

- 京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(抜粋) (平成20年3月31日条例第11号)

(議会への報告)

第4条 知事等は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめその目的又は理由及びその概要を議会に報告しなければならない。

- (名古屋市) 市会の議決すべき事件等に関する条例(抜粋) (平成22年3月16日条例第1号)

(立案過程における報告)

第3条 市長は、基本構想又は総合計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、基本構想又は総合計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

- 北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例(抜粋) (平成20年9月8日条例第43号)

(議会への報告)

第4条

2 市長その他の執行機関は、市行政に係る重要な計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しなければならない。

(2) 実施状況の報告

<11都市>

ア 毎年度、議会への報告を義務付けている都市

<6都市>

岩手県、長野県、石川県、兵庫県、名古屋市、新潟市

例

●新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例（抜粋）（平成18年12月18日条例第69号）

（実施状況の報告）

第3条 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市議会に報告しなければならない。

イ 必要に応じて議会は報告を求めることができると規定している都市

<2都市>

奈良県、宮崎県

例

●奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例（抜粋）

（平成20年7月11日条例第10号）

（議会への報告）

第4条 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、基本計画等を策定した知事等に対し、第2条第2号に掲げる計画等の実施状況の報告を求めることができる。

2 知事等は、前項の報告を求められたときは、遅滞なく、当該計画等の実施状況を議会に報告しなければならない。

（定義）

第2条

2 県行政の各分野における基本的な政策又は施策の方向を定める計画等（法令により知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。）であって、当該計画等の期間が5年以上であるもの

ウ 上記ア「報告義務付け」とイ「報告を求めることができる規定」を両方規定し、計画内容により使い分けている都市

<3都市>

大分県、京都府、さいたま市

例

●さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例（抜粋）（平成20年3月27日条例第21号）

（実施状況の報告）

第4条 市長は、毎年度、前年度中の基本計画の実施状況を議会に報告しなければならない。

2 議会は、市行政の総合的かつ計画的な推進のために必要があると認めるときは、市長等に対し、実施計画及び各行政分野に係る基本的な計画の実施状況の報告を求めることができる。

(3) 首長等への意見

<16都市>

神奈川県、岩手県、大分県、宮城県、長野県、石川県、奈良県、京都府、兵庫県、長崎県、群馬県、宮崎県、

さいたま市、名古屋市、新潟市、北九州市

例

●神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（抜粋）

（平成16年10月26日条例第58号）

（知事等への意見）

第4条 議会は、本県を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、議決した基本計画等を変更し、又は廃止することが必要であると認めるときは、知事等に対し意見を述べることができる。

●宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（抜粋）（平成20年3月26日条例第19号）

（知事等への意見）

第5条 議会は、県行政の計画的かつ効果的な推進のために新たに基本的な計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本的な計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

●さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例（抜粋）（平成22年10月1日条例第49号）

（市長等に対する意見等）

第5条 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、市行政における基本的な計画を変更し、又は計画期間の満了前に廃止する必要があると認めるときは、市長等に対し、意見を述べることができる。

2 市長等は、前項の規定により意見が述べられたときは、議会に対し、当該意見に対する見解を述べることができる。

大分類「(4)議会の組織・権限・審議」に関する検討項目について

3

●中分類①組織

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	協議の方向性
a. 会派 <ul style="list-style-type: none"> ・交渉会派の定義見直し（民主） ・会派拘束（党議拘束）を原則廃止（民主） ・会派のあり方と活動（会派性の担保と役割・権限）（公明） 	<p>・交渉会派 「5人以上の所属議員を有する会派」（市会運営委員会申し合わせ・確認事項）をいい、団長会議への出席、市会運営委員の割り当てがある。</p> <p>・会派のあり方 「会派は政策の決定及び形成に資するためその理念を共有する2人以上の議員を持って結成する。」（市会運営委員会申し合わせ・確認事項における会派に関する要項）</p>	<p>1 交渉会派の定義 現行どおりでどうか。 (市会運営委員会で必要に応じ協議されている)</p> <p>2 会派（党議）拘束の原則廃止 会派内の問題であり、委員会での協議事項になじまない。</p> <p>3 会派のあり方と活動 市会運営委員会申し合わせ・確認事項での「会派のあり方」に加え、議会活動のための会派結成、政策立案・決定・提言等における会派間調整、合意形成に努めることなどを定義するか。</p>
b. 補助体制 <ul style="list-style-type: none"> ・政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性（民主） ・政策調査・立案機能の強化（当局） 	<p>【議会・議員】 委員会活動における参考人招致（テーマにより所属委員以外にも広く呼びかけ）や議員連盟などの議員活動や会派活動において外部有識者の知見を活用</p> <p>【議会局体制等】 - 局長、副局長 - 総務課（16名体制） - 議事課（16名体制） - 政策調査課（17名体制） - 議会局総数 = 51名体制（嘱託員除く）</p> <p>《政策調査サポート体制》 委員会担当、会派担当、法制等担当を配置 - 自主調査に基づく刊行物を発行（市会ジャーナル、法制レポート、判例情報） - 市会図書室の運営 - 市会情報システムの運営 - 「法務分野人材育成計画」（総務局H24.2）に基づき法務分野の人材を全般的に育成。また、「政策調査課職員育成ビジョン」（議会局H23.9）に基づき、課内において人材を育成</p>	<p>議会機能を強化（事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言）するため、</p> <p>1 議会活動の必要に応じ、条例設置の附属機関、議決設置の調査機関・検討会及び公聴会、参考人招致などの制度による学識経験者、専門家など外部有識者の知見を活用していくことはどうか。</p> <p>2 議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、議会局全体の機能強化を図る必要があることから、組織体制の整備及び人材育成を進めていくことでどうか。</p>
c. 委員会構成 <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の位置付け（民主） ・常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し（ヨコ会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で8常任委員会及び7特別委員会を設置している。 ・各常任委員会の委員定数は11人及び10人 ・各特別委員会の付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行い、結論が得られた時に報告書を提出する運営方法としている。 	<p>1 常任委員会 機構改革や局事業の関連性などから、その都度所管局は議論されており、また組織（局数）からも、現行どおりでどうか。</p> <p>2 特別委員会 付議事件を調査・研究テーマとして、委員間討議や有識者の知見活用による政策提言、意見型の運営方法としており、また、市会運営委員会において、役員改選の都度委員会の見直しを協議することから、現行どおりでどうか。</p>
d. 委員任期 <ul style="list-style-type: none"> ・議会自身について（活発な議論を実現するために）（みんな） 	1年（委員会条例第3条）	委員任期は現行どおり1年とすることでどうか。
e. 協議又は調整を行う場 <ul style="list-style-type: none"> ・議会自身について（活発な議論を実現するために）（みんな） 	<p>【議員・委員間討議】 - 本会議においては、議員提出議案に対する質疑や討論が行われている。 - 常任委員会では、質疑時に必要に応じ適宜実施しており、特別委員会では、テーマに沿って討議を実施している。</p> <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】 地方自治法の規定に基づき会議規則等に規定した協議・調整の場は設置していない。</p>	<p>1 委員間討議 必要に応じ適宜委員間での討議は行われているが、引き続き討議により合意形成に努めることでどうか。</p> <p>2 協議又は調整の場 議会の機能強化、議会活動を円滑かつ効率的に行うために必要に応じ協議又は調整の場を設置する。また、団長会議、全員協議会など必要に応じて会議規則で位置付けていくことでどうか。</p>
f. 議員連盟	議員連盟が設立され、議会局が庶務を担任している。	議員の活動として、目的達成に向け効率・効果的に行うことでどうか。
g. 調査機関	設置した事例なし	b. 補助体制に掲載

●中分類②権限

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	協議の方向性
<p>a. 議会の権限</p> <p>c. 議決事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の監査権限の強化（公明） ・行政法人を含む外郭団体への審査（公明） ・政策執行に関する監視及び評価（公明） ・予算編成権とその日常的な執行など首長の権限は大きく、近年の地方分権の推進により、さらに増加しているが二元代表制の本旨や主権在民からも議会が、首長権限とのバランスを保っていく事が重要である。（ネット・無ク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員法第8条第5項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に關すること (2) 長期にわたる重要事業の計画決定に關すること ・議会から監査委員2名を選出 ・法令に基づき本会議で監査報告されている。 ・決算審査に当たり決算審査意見書について代表監査委員に説明を求めている。 ・予算・決算特別委員会での審査における指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致に関して申し合わせ・確認をしている。 ・法定団体の経営状況説明書類の本会議配付にあわせ、法定団体に準ずる団体の経営状況説明書類を各所管の常任委員会で配付している。 	<p>1 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件の拡大</p> <p>基本構想及び基本的な計画等を議決事件とすることを条例で規定することでどうか。また計画策定等に係る議会への説明または報告（議決を除く）を求めることでどうか。</p> <p>2 委員会審査のあり方</p> <p>常任委員会、予算・決算特別委員会審査において、独立行政法人を含む外郭団体への審査を適宜実施するとともに参考人制度などを活用し、審査のさらなる拡充を図ることでどうか。</p>
<p>b. 議員提案の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な議員提案（政策提言）の仕組み（公明） ・政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定（当局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会において、所管事項に属する事務について委員会提案による議案を提出 ・特別委員会において、付議事件の調査・研究を行い、結果を議長あて報告 <p>※特別委員会においても委員会提案による議案提出は可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議員提出議案について」（市会運営委員会申し合わせ・確認事項） ・「会派（賛成者）による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」（団長会議決定） ・議員提出議案の提出について議会と当局で取り交わしたルールはない。 	<p>現行の市会運営委員会申し合わせ・確認事項及び団長会議決定に加え、議員提出（委員会提出）条例の取り扱い方法や、議会局の処理すべき事項等についてルール化してはどうか。</p>

●中分類③審議

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	協議の方向性
<p>b. 会期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定方法（民主） ・会期中の日程調整（民主） ・定例会の回数・会期（公明） ・議会自身について（活発な議論を実現するために）（みんな） 	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会の本会議初日に会期を決定 ・会期日程については概ね2カ月前に運営委員会で決定し周知している。 ・運営委員会で決定した会議日程の常任・特別委員会枠内で、各委員会ごとに正副委員長、委員及び執行機関と調整し日程を確定 ・年4回で年間会期日数は147日程度（平成22年6月7日開催の運営委員会決定に基づき、会期枠内に特別委員会、予算研究会、決算特別委員会及び行政視察日程を組み入れることとし、平成23年第3回定例会から会期枠の拡大を図った） ・平成23年実績 <ul style="list-style-type: none"> (1定) 1月28日～3月18日 (2定) 5月17日～5月31日 (3定) 9月2日～10月28日 (4定) 11月29日～12月16日 	<p>1 会期の決定方法</p> <p>会期日程は概ね2か月前に市会運営委員会で決定されることから現行どおりでどうか。</p> <p>2 会期中の日程調整</p> <p>会期日程を最優先とすることを市会運営委員会申し合わせ・確認事項としてはどうか。</p> <p>3 定例会の回数・会期</p> <p>通年議会を初めとした定例会のあり方については、今後、議論していく必要はあるが、市会運営委員会において議論され、会期枠が拡大されたことから現行どおりでどうか。</p>

会派等提出の検討項目	横浜市会の現状	協議の方向性
c. 請願・陳情審査 ・本会議・委員会（請願、陳情審査）等議会審議・活動（自民） ・請願などの審議方法（民主） ・請願と署名議員の公正化（議員の自己請願の取り扱い）（公明） ・陳情もすべて付託して審査する。（共産） ・請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱い（ヨコ会）	<p>【請願の審査及び審査結果通知】 請願は、全て委員会付託している。請願者には、採択・不採択の結果を通知しているが、平成20年9月3日開催の運営委員会において、審議等の結果は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるために、請願者への通知文には理由を付記しないことを決定している。</p> <p>【陳情の審査方法及び審査結果通知】 陳情は、委員会審査の効率化を図る観点から、平成10年4月より、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定に基づき、地方自治法第99条に關するもの（意見書の提出）及びそれに類するもので必要と認めたもの（決議を求めるもの）について関係委員会に付託し、その結果を通知している。 それ以外のもの（行政要望等の陳情）については、運営委員会において、効率、効果的な委員会審査の観点から付託しないことを決定しており、執行機関に回答を求め、陳情提出者に通知している。</p> <p>【紹介議員】 請願を審査する委員会の委員は、原則紹介議員にならないこととしている。（慣例）</p> <p>【請願紹介議員からの意見聴取】 横浜市会請願及び陳情取扱要綱では、紹介議員は委員会の要求に応じて説明しなければならないと規定しているが事例はない。</p> <p>【自己請願】 自己請願に関する申し合わせ等はない。</p>	<p>1 請願・陳情審査及び審査結果通知 市会運営委員会において議論されてきている経緯があり、審査等での支障が見られないことから現行どおりでどうか。</p> <p>2 議員の自己請願及び紹介議員</p> <p>①議員は、本会議の一般質問において、市政課題に関する質問や市政調査等を行うための発議ができる。また、所属する委員会において、その所管事項に関し、課題に対する質問や調査を行い、課題に関する発議ができる。 ②自己請願では、審査・採決において、請願者及び紹介議員の二つの立場が生じる。 以上のようなことから自己請願の取り扱いをどのようにするか。</p>
d. 予算議案の審査方法 ・予算議案の審査方法（予算研究会、予算代表・関連質疑、局別審査、総合審査）の再検討・見直し（当局）	<p>・予算研究会4日（各会派） ・本会議 予算代表質疑1日（交渉会派） 予算関連質疑1日（各会派） ・予算特別委員会（2委員会） 局別審査10日 総合審査1日（連合審査） 常任委員会への審査委嘱4日（常任審査）</p>	予算議案の審査方法 現行の予算議案の審査方法について見直しするのか。
e. パソコン等の持込み ・議会自身について（活発な議論を実現するために）（みんな） ・市会として、本市が取り組んでいる電子市役所の先取りを行い簡素で効率的な議会運営を行う。（ヨコ会）	<p>・パソコンの持込は不可 ※平成20年9月3日開催の運営委員会において、パソコンの持ち込みについては、操作による他の委員への影響や利用する場合のルールの確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要があることを決定した。</p> <p>・携帯電話の持込は禁止 ※平成12年5月18日開催の運営委員会において、携帯電話の会議室への持ち込みを禁止する取り扱いとすることが口頭で申し合わされている。</p>	パソコンの持込み等 パソコン及び携帯電話等の持ち込み、プロジェクター等の使用などについては、今まで、市会運営委員会において議論されてきていることから、これまでの経緯を踏まえ市会運営委員会に協議依頼することでどうか。
f. 採決方法 ・議案等の電子採決（押しボタン式投票の）導入	現行、本会議・予決算特別委員会では起立採決又は簡易採決、常任委員会・運営委員会は挙手採決又は簡易採決を原則としている。	電子採決の導入 他都市での導入実績、費用対効果などから現行どおりでどうか。
g. 委員外の発言 ・議員相互で意見交換を行う。（共産）	<p>・委員外（傍聴）議員は認めている。 ・委員外議員の発言は委員会の許可制としている。</p>	委員会運営上、委員外議員の発言は、委員会の許可制となっていることから現行どおりでどうか。